

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

坂本格技場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を行います。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理経費に応じて算定しております。

今回、算定した結果、平日料金と休日料金の差がほとんど無くなったことから、**休日料金を廃止**します。また、利用者の利便性向上を目的に、**9時から17時の利用区分について、これまでの2時間単位から1時間単位**に変更します。なお、使用料の改定は、利用者の急激な負担増を軽減するため、1回目を令和元年10月1日、2回目は令和3年10月1日の2段階で実施します。

利用者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、公共料金の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

【現在の使用料】

(単位：円)

室名	使用区分			市民の方	市民以外の方
格技場	9時～17時	平日	2時間	320	480
		休日		480	720
	17時～21時		1時間	160	240



【改定後の使用料】

令和元年10月～令和3年9月

(単位：円)

室名	使用区分		市民の方	市民以外の方
格技場	9時～21時	1時間	200	310

令和3年10月以降

(単位：円)

室名	使用区分		市民の方	市民以外の方
格技場	9時～21時	1時間	240	370

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855